

保険医療機関間の連携による病理診断の要件見直し

骨子【Ⅲ－８（６）】

第１ 基本的な考え方

保険医療機関間の連携による病理診断に関して、診療情報の提供をした上で衛生検査所と連携を行なっている場合や、複数の常勤医師により鏡検を行っているなどの質の担保を行っている場合についても評価を行うこととする。

第２ 具体的な内容

1. 保険医療機関間の連携による病理診断料の算定における送付側の施設基準について、常勤の検査技師の配置要件の見直し及び診療情報提供の義務化を行う。

現 行	改定案
<p>【保険医療機関間の連携による病理診断】</p> <p>[送付側の施設基準]</p> <p>標本の送付側においては、病理診断業務について、5年以上の経験有し、病理標本作成を行うことが可能な常勤の検査技師が1名以上配置されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【保険医療機関間の連携による病理診断】</p> <p>[送付側の施設基準]</p> <p>① 標本の送付側においては、病理診断業務について、5年以上の経験有し、病理標本作成を行うことが可能な常勤の検査技師が1名以上配置されていることが望ましい。</p> <p>② <u>所定の様式に沿って、当該患者に関する情報提供を行うこと。なお、その際には標本作製をした場所を明記していること。</u></p>

2. 保険医療機関間の連携による病理診断料を算定における受取側の施設基準について、病理診断科を標榜する保険医療機関の対象への追加、複

数の常勤医師の鏡検を義務化及び同一の者が開設する衛生検査所から受け取る標本割合の制限を行う。

現 行	改定案
<p>【保険医療機関間の連携による病理診断】</p> <p>[受取側の施設基準]</p> <p>ア 病理診断管理加算の届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【保険医療機関間の連携による病理診断】</p> <p>[受取側の施設基準]</p> <p>ア 病理診断管理加算の届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院、へき地医療支援病院<u>又は病理診断科を標榜する保険医療機関</u></p> <p>ウ <u>イに掲げる保険医療機関のうち、病理診断科を標榜する保険医療機関における病理診断に当たっては、同一の病理組織標本について、病理診断を専ら担当する複数の常勤の医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されていること。なお、診断にあたる医師のうち少なくとも1名以上は専ら病理診断を担当した経験を7年以上有すること。</u></p> <p>エ <u>同一の者が開設する衛生検査所から受け取る標本割合が全体の8割以下であること。</u></p>